

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………一
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 都道の供用開始……………(建設局道路管理部路政課)……………二
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………四
- 東京都立海上公園の利用再開……………(港湾局臨海開発部海上公園課)……………四
- ……………(港湾局臨海開発部海上公園課)……………四
- 東京都立海上公園の区域及び面積の変更……………(同)……………四
- ……………(同)……………四
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………(環境局総務部環境政策課)……………五
- ……………(環境局総務部環境政策課)……………五

### 告示

●東京都告示第千三百四十五号  
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づきJR小岩駅北口地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において

て準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年十月六日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 組合の名称

JR小岩駅北口地区市街地再開発組合

#### 二 事業施行期間

令和二年一月二十四日から令和十三年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

江戸川区西小岩一丁目、西小岩三丁目及び西小岩四丁目各地内

#### 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

江戸川区西小岩一丁目十九番二十九号エトワールビル

#### 五 事業計画の変更の認可の年月日

令和二年一月二十四日

#### 令和四年十月六日

#### 東京都告示第千三百四十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月六日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 要措置区域 別図のとおり(杉並区善福寺三丁目地

内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

要措置区域 別図のとおり(杉並区善福寺三丁目地

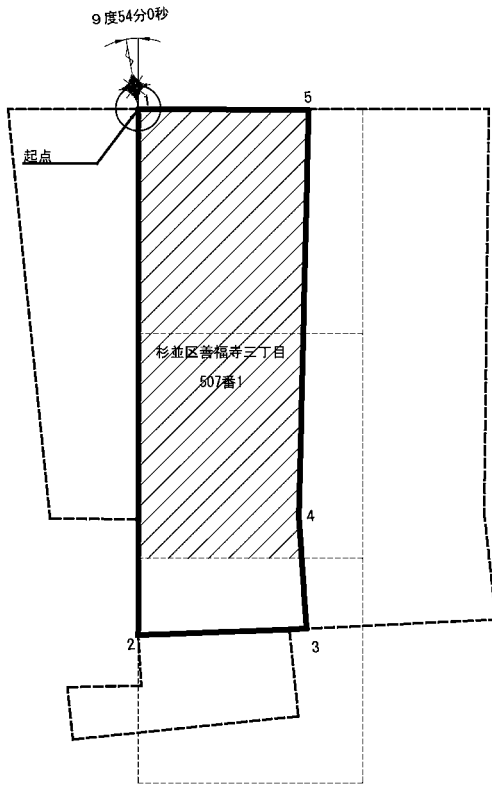
内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

要措置区域 別図のとおり(杉並区善福寺三丁目地

別図



【起点】  
 起点は、X=-31272.768, Y=-21729.541とする。記載されている座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(9度54分0秒)】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 敷地境界
- - - 筆境界
- ..... 単位区画
- ▨ 要措置区域

点名	X座標	Y座標
1(起点)	-31272.768	-21729.541
2	-31296.307	-21732.377
3	-31296.804	-21724.897
4	-31292.113	-21724.608
5	-31273.710	-21722.345

●東京都告示第千三百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年十月六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年十月六日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名

外濠環状

二 供用開始の区間

中央区八重洲一丁目二番十七地内から同所同番十五地内まで

三 供用開始の概要

別図表示のとおり

四 供用開始の期日

令和四年十月六日

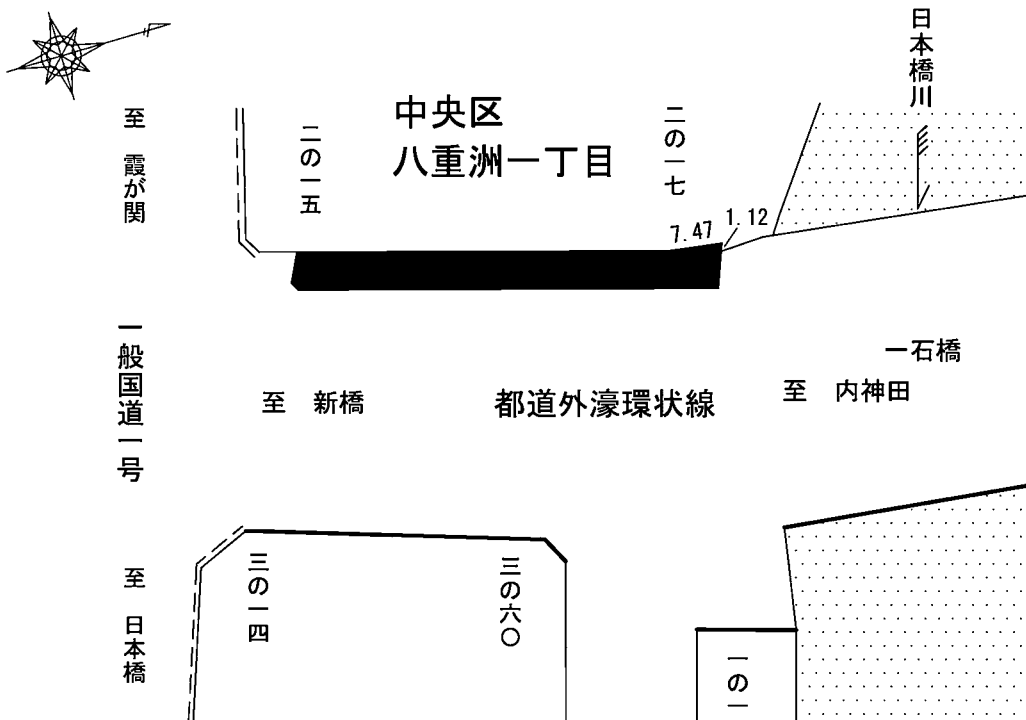
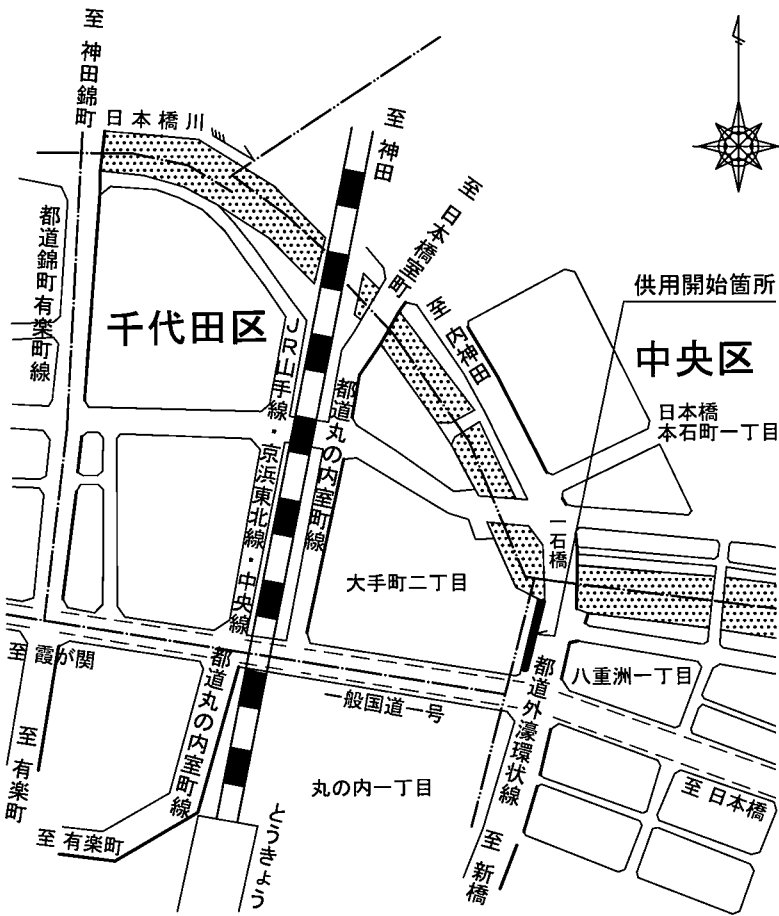
別図

都道外濠環状線供用開始略図  
中央区八重洲一丁目地内

- 一般国道
- 都道
- 特別区道
- 供用開始区域

延長 五九・〇二メートル  
面積 三〇九・七九平方メートル

供用開始箇所  
中央区  
日本橋  
本石町一丁目



●東京都告示第千三百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和四年十月六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

外濠環状

二 占用を制限する区間

中央区八重洲一丁目二番十七地内から同所同番十五地内まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和四年十月七日

●東京都告示第千三百四十九号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)第十八条の規定に基づき、平成二十九年東京都告示第千三百七十五号で休園した東京都立晴海ふ頭公園について、次のとおり利用を再開する。

令和四年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 利用を再開する面積

二四、五二三・二七平方メートル

二 利用を再開する年月日

令和四年十月七日

●東京都告示第千三百五十号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)第四条第二項の規定に基づき、東京都立晴海ふ頭公園の区域及び面積を次のとおり変更する。

令和四年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 区域

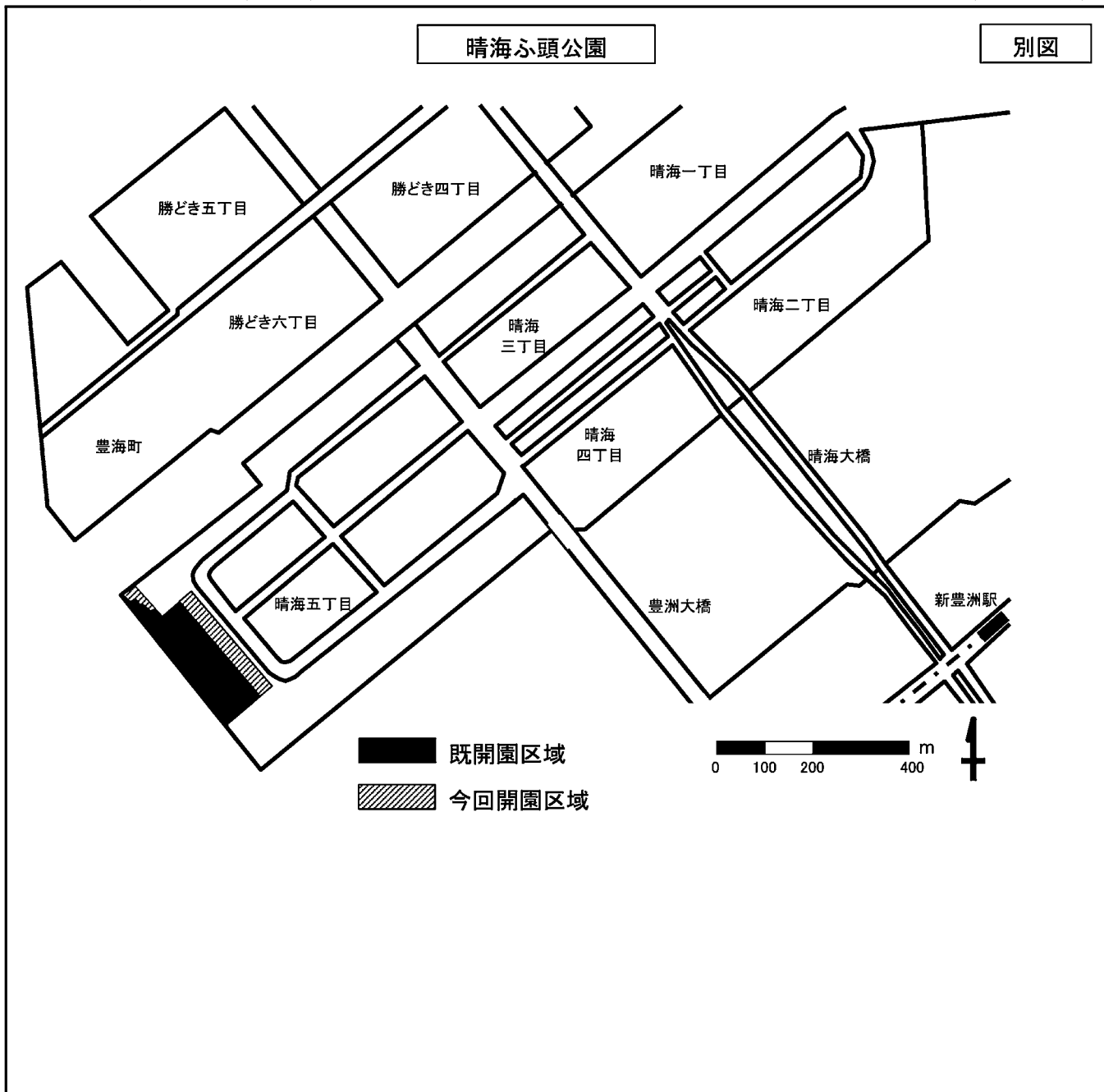
別図のとおり

二 面積

変更前 二四、五二三・二七平方メートル  
変更後 三五、五〇一・八一平方メートル

三 変更年月日

令和四年十月七日



# 公 告

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出  
について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、福生都市計画道路三・三・三の一号新五日市街道線（福生市大字熊川）建設事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称

福生都市計画道路三・三・三の一号新五日市街道線

（福生市大字熊川）建設事業

三 工事着手の予定年月日

令和五年一月四日

四 工事完了の予定年月日

令和七年二月二十八日

五 届出日

令和四年九月二十日

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

